

1960年代の日本における教育政策と家族 —問題化する生活と家庭教育政策の開始—

大阪市立大学・文学研究科 藤田悠以

【研究の背景と課題】

2006（平成18）年に教育基本法が改正され、家庭教育が社会教育の条項から独立した。この改正によって、家庭／家族の責任が強調されることになった。先行研究では、国家による家庭教育への介入について、家庭が私的領域であるという前提に立って批判している。しかしながら、家庭を私的領域とみる視座は、政策作成側も共有しており、批判としては不十分である。そのため、家庭教育政策はどのように始まったのか、どのような役割を家庭や家族に求めてきたのか、といった観点から国家による家庭教育への介入について検討する。

【研究の内容】

アジア太平洋戦争後の日本において、家庭教育政策が開始されたのは1960年代のことである。拡大する婦人教育行政に対応するため、1961（昭和36）年に文部省社会教育局に婦人教育課が新設され、翌年には家庭教育施策に対する予算がつけられるなど、家庭教育施策に取り組む体制が整えられていった。1964（昭和39）年には、全国で家庭教育学級が開始されている。それ以前にも婦人学級等でその一部に家庭教育を学習する時間が設けられることはあったが、それでは不十分だということで家庭教育学級が開設されたのである。設置以来、家庭教育学級の開設に向けて取り組んでいた婦人教育課が、それと並行して行っていたのが家庭教育専門研究会のとりまとめである。この家庭教育専門研究会は、教育学や心理学の専門家が集められた会議で、家庭教育学級とその運営者や指導者に提供するための家庭教育資料の作成を担っていた。

左記家庭教育資料の作成過程を検討した結果、社会教育局長によって指示された戦前戦後の比較についての修正の内容が明らかになった。以下がその検討に用いた資料である。



未定稿については
未所蔵のため画像無

修正され、削除されたのは戦中の母親についての描写である。そこで「軍国の母」の姿として描写された母の様子は、戦中の「家庭教育」の様子でもあった。そうして作成された家庭教育資料は、家庭教育学級の指導者や運営者等の社会教育関係者に配布された。

家庭教育学級には様々な運営主体があり、学習の内容も学級ごとに様々であった。大阪市でも地域婦人会や各学校PTA等様々な主体によって学級が運営された。本研究では、1966（昭和41）年度に作成された「学級生のこえ」という報告書を主な検討の対象とした。この報告書は、該当年度に開設された52学級中43学級のレポートが収められている。このうち、特に水上生活者の親を対象とした報告書の内容から、筆者は国家が家庭の理想像を提示することの問題について指摘した。

【今後の課題】

家庭が私的領域と見なされていたか否かが家庭教育政策研究において重要であるのは、そこに戦中の家庭教育政策と戦後の家庭教育政策の違いが存在すると仮定しているからである。また、国家の介入が起きる構造を検討する際に、家庭が私的領域であるか否かは重要ではない。むしろ、国家による個人の管理や人間の資源化といった視点から考える必要があり、今後の課題としている。

